

廃止
産業廃棄物処理業 届出書
変更

年 月 日

群馬県知事 あて

届出者

ふりがな

住 所

ふりがな

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ） -

郵便番号 □□□-□□□□

年 月 日付け第 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について廃止（変更）したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）		

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住 所

（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	住 所

廃止又は変更の理由

備考

- 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、30日）以内に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときには、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

【産業廃棄物収集運搬業】別紙12

収集運搬車両及び運搬容器一覧表

	車体の形状	最大積載量 (kg)	登録番号	自動車検査証 の使用者名	新規・継続・廃止 の区分(○で囲む)
1					新規・継続・廃止
2					新規・継続・廃止
3					新規・継続・廃止
4					新規・継続・廃止
5					新規・継続・廃止
6					新規・継続・廃止
7					新規・継続・廃止
8					新規・継続・廃止
9					新規・継続・廃止
10					新規・継続・廃止
運搬容器の種別	容	量	数	量	収納(運搬)する産業廃棄物の種類

(記載例)

	キャブオーバ	3000kg	群馬11あ2222	〇〇株式会社	
--	--------	--------	-----------	--------	--

	ドラム缶	200L	10		汚泥
--	------	------	----	--	----

(留意事項)

- ◆ 申請者と自動車検査証上の使用者が異なる場合には、賃貸借契約書等、使用権原を証明する書類を添付すること。
- ◆ 記載しきれない場合には、この様式を複写すること。
- ◆ 車両変更の場合は、自動車検査証及びカラー写真(様式第六号の二 第6面)を添付すること。

自動車登録番号又は車両番号				
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。 			
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること <p>（ 既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。 ）</p>			
	撮影	年	月	日